

政 令

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和二年七月豪雨による災害を指定し、同月三日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年十二月二十八日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年十月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和四年七月二日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

（第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和五年六月三十日とする。）

附則 この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十四号

令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）

第一条 総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

（前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和三年七月二日までとする。）

附則 この政令は、公布の日から施行する。

（法務大臣 三好 雅子）

内閣総理大臣 安倍 晋三

告 示

○国家公安委員会告示第二十六号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）により指定された令和二年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和二年七月十四日

国家公安委員会委員長 武田 良太